専門委員会、事務局及び代表者連絡会の運営細則

(目的)

第1条 この内規は一般財団法人滋賀陸上競技協会定款第43条に基づき、専門委員会、事務局及び 代表者連絡会に関する運営細則を定めることを目的とする。

(専門委員会)

第2条 本協会に次の専門委員会を置く。

- ■総務委員会
- ■広報委員会
- ■競技委員会
- ■普及委員会
- ■施設·用器具委員会
- ■審判委員会
- ■強化委員会
- ■地域委員会
- ■財務委員会
- ■記録委員会
- ■医事・トレーナー委員会
- ■女性委員会
- 2 前項で規定する委員会のほか、特定の目的に対処するため、理事会の議を経て、委員 会を置くことができる。
- 3 専門委員会の委員は、登録会員からの公募によるものとし、原則定員は設けないものとする。また、各専門委員会の委員長及び副委員長については幹事長が推薦し、委員会が承認するものとする。

(委員会の業務)

第3条 各専門委員会の業務は概ね次のとおりである。

- ■総務委員会
 - ①会員の登録に関する事項
 - ②小学生陸上、中体連及び高体連との連携に関する事項
 - ③栄章に関する事項(栄章委員会の主宰)

- ④協会定款に係わる全ての会議に関する議案・案内 ・ 議事録保管等に関する事項
- ⑤指導者の資格の管理に関する事項
- ⑥審判員の登録資格の管理に関する事項
- (7)年鑑の編集並びに発行に関する事項
- ⑧女性競技者等にかかわる事項
- ⑨競技運営委員会の主宰
- ⑩本協会にかかる物品等調達に関する事項
- ⑪その他、専門委員会に属さない全ての事項

■広報委員会

- ①広報誌、ホームページ等を媒体とした広報に関する事項
- ②滋賀陸協に関係する情報についての収集、整理、分析、考察に関する事項③地元メディアとの協調に関する事項
 - ④県民への情報提供とアピールに関する事項

■競技委員会

- ①各大会における競技日程の調整、要項の原案作成に関する事項
- ②各大会・記録会の運営(競技に関する諸準備)に関する事項
- ③その他、競技に関する事項

■普及委員会

- ①陸上競技の普及・指導に関する事項
- ②小学生以下の陸上競技の推進に関する事項
- ③指導者養成・指導者資格に関する事項
- ④その他、普及に関する事項
- ■施設・用器具委員会
- ①競技場、競走路の調査、設置に関する事項
- ②競技用器具の調査、製作、改良の指導に関する事項
- ③競技場、競走路、競技用器具の規定の研究に関する事項
- ④その他、施設用器具に関する事項

■審判委員会

①公認審判員の資格、推薦及び各競技会競技役員の配置・委嘱に関する事項②審判技術の研究並び に指導に関する事項

- ③競技会役員の編成原案の作成に関する事項
- ④審判員の育成に関する事項
- ⑤審判手帳に関する事項
- ⑥審判員記章・服装に関する事項
- ⑦競技会における役員受付・配置業務に関する事項
- ⑧その他、審判に関する事項

■強化委員会

- ①選手強化対策に関する事項
- ②派遣代表選手・役員選考原案作成に関する事項
- ③指導者養成・指導者資格に関する事項
- ④各記録会の参加申し込みの受付と編成に関する事項
- ⑤その他、選手強化に関する事項

■地域委員会

- ①本協会と地域陸協との連携に関する事項
- ②地域陸協の組織的な活動に関する事項
- ③地域における優秀な選手の発掘と育成に関する事項
- ④地域における小学、中学、高校生の陸上経験者の活動継続に関する事項⑤地域における滋 賀陸協の登録会員及び登録審判員に関する事項

■記録委員会

- ①競技記録の収集、整理、保存に関する事項
- ②年間10傑表の作成に関する事項
- ③記録章に関する事項
- ④記録公認・申請に関する事項
- ⑤その他、記録に関する事項

■財務委員会

- ①事業の遂行に必要な財源の確保に関する事項
- ②事業の遂行に必要な経費に関する事項
- ③その他財務に関する事項
- ■医事・トレーナー委員会
- ①ドーピングに関する事項
- ②医務・薬務・トレーナーに関する事項

- ③各競技会における選手の安全管理に関する事項
- ④スポーツ医科学的内容に関する事項
- ⑤スポーツ医科学委員会の主宰
- ⑥コンディショニングサポート事業に関する事項
- ⑦その他、医事・トレーナーに関する事項

■女性委員会

- ①女性アスリートを対象とした調査・研究に関する事項
- ②女性アスリート・指導者を対象とした講演・講習会・研修会に関する事項
- ③その他女性アスリートに必要な事業を実施する

(事務局)

- 第4条 協会の事務を処理するため、事務局を設け、以下の業務を遂行する。
 - ①予算の執行に合わせた会計処理に関する事項
 - ②各種会議・競技会・記録会等における役員旅費、使用料等の経費の処理に関する事項
 - ③書類等の発送・受付・整理等の事務的処理に関わる事項
 - ④役員の出張に関わる事務的事項
 - ⑤大会等の派遣に関わる事務的事項
 - ⑥本協会所有の備品等の維持管理にかかわる事項
 - ⑦本協会・関係団体の慶弔にかかる事項

(代表者連絡会)

- 第5条 本協会と加入団体との連絡方法として代表者連絡会を置く。
 - 2 代表者連絡会は、専務理事が必要と判断した場合、随時招集することができる。
 - 3 代表者連絡会は、各加入団体の代表者によって構成される。
- 附則 この細則は平成23年9月 1 日から施行する。
 - この細則は平成25年2月17日改正
 - この細則は令和元年5月18日改正
 - この細則は令和2年8月15日改正